

小金井市子ども環境ワークショップ支援委託仕様書（案）

1 委託件名

小金井市子ども環境ワークショップ支援委託

2 目的

「第3次小金井市環境基本計画」、「第2次小金井市地球温暖化地域推進計画」、及び「みどりの基本計画」では、共通のテーマとして、次世代を担う子どもに環境教育の充実を図る施策の推進を掲げている。

子ども（小学生以下）を対象に、身近な環境をテーマとした体験型のワークショップを開催し、日常生活の中で環境保全につながる行動について学習し、環境保全活動に対する意識の啓発を図る。

また、ワークショップを通じて子ども同士や親子が交流し、環境問題を考える機会とする。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約確定日の翌日から令和8年2月27日までとする。

4 履行場所

原則、市公共施設（環境楽習館、野川クリーンセンター、メタウォーター サステナブルパークこがねい、はけの森美術館、文化財センター等）とし、協議により決定するものとする。

なお、市公共施設以外で実施する場合、参加者の入退場について、他者の許可が不要又は委託者が許可を得た市内の会場とし、会場使用料は受託者が負担するものとする。

5 受託者の義務

受託者は、委託作業の実施にあたり業務の目的を十分に理解したうえで、関係法令を遵守し、本仕様書及び契約書に準拠し作業を行うものとする。

6 個人情報等の保護

受託者は、別紙「個人情報取扱特記事項」を遵守し、本契約により受託した業務の遂行上知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。

また、業務契約終了後も同様とする。

7 支払方法

本委託代金は、成果品の納入、検査合格後、受託者の書面による請求に基づき支払うものとする。

8 委託業務内容

(1) ワークショップ運営支援

市内の子ども（小学生以下）を対象に、森林伐採による地球温暖化への影響や森林の保全活動等の環境に関する課題について、間伐材等を活用した遊びを通じて子どもが自ら考えるワークショップを実施する。

実施においては、企画の立案、ワークショップ資料・間伐材等の準備、会場設営、参加者の受付及び進行を支援するものとする。

なお、あらかじめ団体保険に加入するなど、安全面での配慮に努めること。

ア 対象

市内在住・在園・在学の子ども（小学生以下）各回20名程度

イ 実施回数

5回（1回2時間程度）程度

ウ 実施時期

開催日については、子ども（小学生以下）が参加しやすい日時を市と協議して決定すること。

(2) ワークショップの周知支援

ワークショップの実施に当たり、周知の支援をするものとする。

ア 周知チラシの作成

子ども向けにデザインを工夫し、周知チラシを1,000部作成する。

イ 周知チラシの仕分け及び配布支援

市の指示のとおり、公共施設等に対し、施設毎に仕分けをして、施設に配布する。

(3) ワークショップに必要な資材の準備

ワークショップに必要な資材をワークショップの実施に合わせ準備し、会場に納品する。

本案件は森林環境譲与税対象の事業であるため、森林環境譲与税の趣旨を踏まえ、間伐材等を使用すること。

9 成果品

本業務で納入する成果品（電子データ及び紙媒体）は下記のとおりとする。

(1) 業務計画書

(2) 業務工程表

(3) 打合せ記録

(4) ワークショップチラシ

(5) ワークショップ報告書

10 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項または解釈上疑義の生じる事項については、その都度委託者と協議のうえ、決定するものとする。

(2) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

ウ 低公害・低燃費な自動車の利用に努めること。

なお、適合の確認のために、受託者が自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装備証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。